

第97回 定時株主総会 招集ご通知



証券コード：8614

日時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
（開場午前9時）

場所 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号
当社本店 4階会議室 ※末尾のご案内図をご参照ください。
（受付は4階でございます）

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 株式報酬型ストックオプションの廃止ならびに取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限
2019年6月25日（火）午後5時まで

▶ 詳細は4～6頁をご参照ください。

目次

株主のみなさまへ	1
第97回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	7
【添付書類】	
事業報告	23
連結計算書類等	50
計算書類等	54
〈ご参考〉株主のみなさまと東洋証券	60

株主のみなさまへ



取締役社長 桑原理哲

これからもみなさまから選ば

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新たに株主となられたみなさまには、心よりお礼申し上げますとともに、末永くご支援のほどお願い申し上げます。

当社第97回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社は第96期よりスタートした第五次中期経営計画（2017年4月～2020年3月）におきまして「お客さま本位の経営姿勢の深化」を最重点項目と定め、顧客満足度の向上を通じて経営基盤を強化し、企業価値を向上させることを目指しております。

もっとTO YOU

TOYO × Uで「もっとTO YOU」「U」に込めた想い

「U」は「you」を表し、当社が今後一層株主さまやステークホルダーのみなさまのために歩み続ける強い意志を表現しています。

●Understanding（知性）

社員教育の充実

●Uniqueness（独自性）

新たな得意分野の構築

●Utility（利便性）

サービスの向上

●Unity（団結力）

全社一丸となつての取組み

れる証券会社として

営業現場におきましても、マクロ経済、市況、企業情報等を有機的に結びつけた付加価値の高い「日米中」の株式情報等をご提供することにより、当社の強みを更に高める所存であります。

特に、中国につきましては東京・上海・香港の三極体制で、現地ならではの一次情報をお届けしたいと考えております。

当社は、これからもお客さま一人一人とのご縁を大切にし、資産運用のプロフェッショナルとして、世代を超えて選ばれる証券会社を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともご支援ご鞭撻を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

2019年5月

経営理念

当社グループは、「信頼」、「付加価値」、「得意分野」の経営理念のもと、コンプライアンスおよびリスク管理をすべての施策の最重要課題の1つと位置付けつつ、中核事業である金融商品取引業を通じて、質の高い金融サービスを展開し、お客さまの満足度を高めるとともに、社会に貢献してまいりたいと考えております。



第97回定時株主総会 招集ご通知	P 3
議決権行使についてのご案内	P 4
株主総会参考書類 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 株式報酬型ストック オプションの廃止ならびに取締役等に対する株式報酬等の額 および内容決定の件	P 7
事業報告	P23
連結計算書類等	P50
計算書類等	P54
株主のみなさまと東洋証券 株主メモ／トピックス／ グループネットワーク	P60

株主各位

東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

東洋証券株式会社

取締役社長 桑原 理哲

第97回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、7頁から22頁までに記載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、**2019年6月25日（火曜日）午後5時まで**に次頁記載のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月26日（水曜日）午前10時 （開場午前9時）
2 場 所	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 当社本店 4階会議室 （受付は4階でございます）※末尾のご案内図をご参照ください。
3 株主総会の 目的である事項	報告事項 1. 第97期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第97期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 株式報酬型ストックオプションの廃止ならびに取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、**当社ホームページ**に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- 本添付書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の内容について、修正すべき事項が生じた場合には、直ちに**当社ホームページ**にて、修正後の内容を開示いたします。

 **当社ホームページ** : <http://www.toyo-sec.co.jp/>
東洋証券**検索**

議決権行使についてのご案内

7頁から22頁までに記載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2019年6月26日（水曜日）午前10時

代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限られますので、代理人がご出席される場合は、代理権を証する書面（委任状、本人の議決権行使書用紙）のほか、代理人ご自身の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵 送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。

行使期限 2019年6月25日（火曜日）午後5時到着分まで

ここに各議案の賛否をご記入ください。

議 案

賛成の場合 「賛」の欄に○印を

反対の場合 「否」の欄に○印を

一部候補者につき 「賛」の欄に○印をご記入の上、反対される候補者の番号を（ ）内にご記入ください。



インターネット

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

議決権行使サイト : <https://evote.tr.mufig.jp/>

行使期限 2019年6月25日（火曜日）午後5時まで

詳細につきましては次頁をご覧ください。

※当日ご出席の際は、書面（議決権行使書）の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から、当社の指定する**議決権行使サイト**にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。



スマートフォンのアクセス手順（QRコードを読み取る方法）

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、
「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

！ 下記方法での議決権行使は
1回に限りです。

① QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、
同封の議決権行使書副票（右側）
に記載の「ログイン用QRコード」
を読み取る。

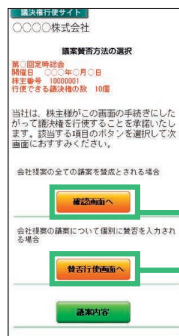
議決権行使書副票（右側）



「ログイン用QRコード」はこちら

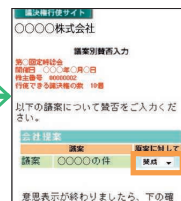
② 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法
を選ぶ。



③ 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案
の賛否を選択する。



画面の案内にしたがって
行使完了です

2回目以降のログインの際は…
右頁の記載のご案内にしたがって
ログインしてください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

システム等に関するお問い合わせ

本サイトでの議決権行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時)

インターネットによる行使期限

2019年6月25日（火曜日）午後5時まで

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

パソコンのアクセス手順

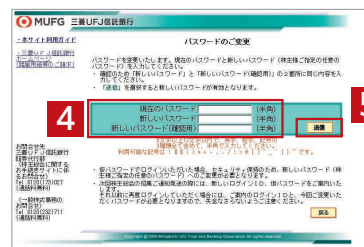
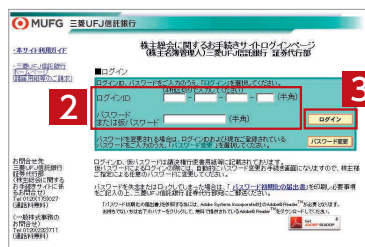
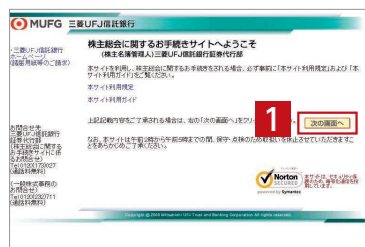
1 「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

4 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力の上、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力

5 「送信」をクリック



！ ご注意事項

- 毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- アクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱うこととさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、スマートフォン、パソコン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システムに係る条件について

- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合や、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合があります。
- 携帯電話による議決権行使は、iモード*、EZweb*、Yahoo!ケータイ*のいずれかのサービスをご利用願います。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応していません。
- * iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Inc.の商標、登録商標またはサービス名です。

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における 地位・担当	取締役会の出席状況 (2018年度)
1	再任 くわはら よしあき 桑原 理哲	代表取締役社長兼社長執行役員 監査部担当	100% (19回/19回)
2	再任 おかのだ のぶよし 岡田 啓芳	取締役兼専務執行役員 証券本部・経営企画部管掌	100% (19回/19回)
3	再任 すずき まひと 鈴木 真人	取締役兼専務執行役員 業務管理本部・ 内部管理本部管掌	100% (19回/19回)
4	再任 いしおか まなぶ 石岡 学	取締役兼上席執行役員 総務部担当兼情報本部・ 人事研修部管掌	100% (19回/19回)
5	再任 しおた たつと 塩田 起人	取締役兼上席執行役員 法人本部長兼営業本部長兼営業企画部・ ホームトレード部・ カスタマーセンター準備室管掌	100% (15回/15回)
6	新任 さくら い あゆむ 櫻井 歩	上席執行役員 営業企画部担当兼ホームトレード部担当兼 カスタマーセンター準備室長	—
7	再任 こばやし ゆきこ 小林裕紀子	社外取締役 独立役員	取締役 100% (19回/19回)
8	再任 たにもと みちひさ 谷本 道久	社外取締役 独立役員	取締役 95% (18回/19回)
9	再任 たなか ひでかず 田中 秀和	社外取締役 独立役員	取締役 100% (15回/15回)

注：塩田起人氏および田中秀和氏の出席状況については、2018年6月22日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

**取締役在任年数**

9年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（19回／19回）

所有する当社株式の数

24,000株

1 くわはら よしあき 桑原 理哲

1961年5月9日生（満58歳）

再任**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1985年4月	当社入社	2012年4月	当社常務取締役 営業本部長兼営業企画部担当
2000年7月	当社浜田支店長	2014年4月	当社常務取締役 営業本部長兼 ホームトレード部担当兼 法人本部・営業企画部管掌
2001年10月	当社今治支店長	2014年6月	当社常務取締役 営業本部長兼 法人本部・営業企画部管掌
2005年7月	当社名古屋支店長	2016年4月	当社常務取締役 内部管理本部長
2006年9月	当社営業企画部長	2017年4月	当社代表取締役社長
2007年4月	当社執行役員 営業企画部長	2019年4月	当社代表取締役社長兼社長執行役員 監査部担当 （現在に至る）
2008年10月	当社執行役員 経営企画部長		
2010年6月	当社取締役 経営企画部長兼総務部担当		
2011年5月	当社取締役 営業本部長兼営業企画部担当		

特別の利害関係

桑原理哲氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

桑原理哲氏は、営業部門での幅広い経験を有するほか、企画部門の担当役員や内部管理本部長等を歴任したほか、取締役社長に就任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。

注：桑原理哲氏の「桑」は、戸籍上の文字は「桑」（「十」3つの下に「木」）ですが、本定時株主総会招集ご通知では、「桑」に表記を統一しております。



取締役在任年数

3年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（19回／19回）

所有する当社株式の数

2,000株

2 おか だ の ぶ よ し
岡田 啓芳 1963年1月10日生（満56歳）

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1985年4月	株式会社日本長期信用銀行入行	2017年4月	当社常務取締役 情報本部・証券本部・ 経営企画部管掌
2000年8月	株式会社日本興業銀行入行		
2012年4月	株式会社みずほコーポレート銀行 営業第十四部長	2018年1月	当社常務取締役 情報本部・証券本部・法人本部・ 経営企画部管掌
2012年5月	同行営業第十四部長兼 みずほ証券株式会社 投資銀行グループ コーポレートカバレッジ第五部長	2018年4月	当社専務取締役 情報本部・証券本部・法人本部・ 経営企画部管掌
2014年4月	みずほ証券株式会社 金融公共グループ副グループ長	2018年6月	当社専務取締役 情報本部・証券本部・ 経営企画部管掌
2015年5月	当社常任顧問	2019年4月	当社取締役兼専務執行役員 証券本部・経営企画部管掌 （現在に至る）
2015年6月	当社執行役員 業務管理本部長		
2016年6月	当社取締役 情報本部・経営企画部管掌		

特別の利害関係

岡田啓芳氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

岡田啓芳氏は、金融機関での豊富な業務経験を活かし、当社の企画部門の担当役員や業務管理本部長を歴任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と能力を有しており、引き続き取締役候補者となりました。



取締役在任年数

5年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
100%（19回／19回）

所有する当社株式の数
17,000株

3 すず き ま ひ と **鈴木 真人** 1958年2月16日生（満61歳）

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1980年4月	株式会社加藤製作所入社	2016年6月	当社取締役 業務管理本部長兼 ホームトレード部担当
1987年2月	当社入社	2017年7月	当社取締役 ホームトレード部担当兼 業務管理本部管掌
2005年7月	当社システム統括部長	2018年4月	当社常務取締役 ホームトレード部担当兼 業務管理本部管掌
2008年10月	当社業務管理本部長兼 システム統括部長	2018年6月	当社常務取締役 業務管理本部・内部管理本部管掌
2009年6月	当社執行役員 業務管理本部長兼システム統括部長	2019年4月	当社取締役兼専務執行役員 業務管理本部・内部管理本部管掌 （現在に至る）
2011年12月	当社執行役員 業務管理本部長		
2013年4月	当社常務執行役員 業務管理本部長		
2014年6月	当社取締役 業務管理本部長兼 ホームトレード部担当		
2015年6月	当社取締役 ホームトレード部担当 兼業務管理本部管掌		

特別の利害関係

鈴木真人氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

鈴木真人氏は、システム部門での業務経験からITに関する専門知識を豊富に有し、業務管理本部長、インターネット取引部門の担当役員を歴任し、新システム移行を円滑に推進し、また、内部管理統括責任者としてコンプライアンス遵守、お客さま本位の経営態勢確立に向け上級の経営責任者として具体的な方針を策定・遂行し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と実績を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。



取締役在任年数

4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（19回／19回）

所有する当社株式の数

15,000株

4 い し お か ま な ぶ
石岡 学 1961年7月25日生（満57歳）

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1984年4月	当社入社	2016年4月	当社取締役 営業本部長兼 法人本部・営業企画部管掌
1999年2月	当社呉支店長	2018年1月	当社取締役 営業本部長兼 営業企画部管掌
2002年12月	当社山口支店長	2018年6月	当社取締役 営業本部長兼 ホームトレード部担当兼 営業企画部管掌
2007年4月	当社執行役員 西部地区担当兼 山口支店長	2019年1月	当社取締役 営業本部長兼 ホームトレード部担当兼営業企画部・ カスタマーセンター準備室管掌
2008年10月	当社執行役員 東日本地区担当	2019年4月	当社取締役兼上席執行役員 総務部担当兼情報本部・ 人事研修部管掌 （現在に至る）
2010年5月	当社執行役員 西部地区担当		
2011年5月	当社執行役員 第五ブロック長		
2012年4月	当社常務執行役員 第五ブロック長		
2014年4月	当社常務執行役員 人事研修部・総務部担当		
2015年6月	当社取締役 人事研修部・総務部担当兼 証券本部管掌		

特別の利害関係

石岡学氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

石岡学氏は、営業部門での豊富な業務経験を有し、営業地区担当、営業本部のほか人事研修部・総務部担当役員を歴任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と能力を有しており、引き続き取締役候補者としたしました。



取締役在任年数

1年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

所有する当社株式の数

34,900株

5

しお た たつ と
塩田 起人

1962年8月1日生（満56歳）

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年4月	当社入社	2016年4月	当社執行役員 第三ブロック長
2001年5月	当社徳山支店長	2017年4月	当社執行役員 法人本部長
2004年5月	当社桐生支店長	2018年6月	当社取締役 法人本部長兼 総務部担当兼人事研修部管掌
2007年7月	当社本店営業部長	2019年4月	当社取締役兼上席執行役員 法人本部長兼営業本部長兼 営業企画部・ホームトレード部・ カスタマーセンター準備室管掌 （現在に至る）
2009年3月	当社藤枝支店長		
2011年5月	当社営業企画部長		
2014年4月	当社第五ブロック長		
2015年4月	当社執行役員 第五ブロック長		

特別の利害関係

塩田起人氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

塩田起人氏は、営業部門での豊富な業務経験を有し、営業企画部長、ブロック長のほか、法人本部長、総務部・人事研修部担当役員を歴任し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、取締役として相応しい経験と能力を有しており、引き続き取締役候補者となりました。



取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式の数
2,000株

6 さくら い **歩** あゆむ 1963年8月9日生（満55歳）

新任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年4月	日興証券株式会社 （現・SMBC日興証券株式会社）入社	2018年4月	当社常務執行役員 営業企画部担当
2002年3月	同社 保険ビジネス部長	2019年1月	当社常務執行役員 営業企画部担当 兼カスタマーセンター準備室担当兼 カスタマーセンター準備室長
2006年5月	同社子会社 コーディアル・コミュニケーションズ 株式会社取締役社長	2019年4月	当社上席執行役員 営業企画部担当 兼ホームトレード部担当兼 カスタマーセンター準備室長 （現在に至る）
2016年3月	同社執行役員 商品マーケティング本部長		
2018年1月	当社顧問		

特別の利害関係

櫻井歩氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

取締役候補者とした理由

櫻井歩氏は、金融機関の投資信託関連業務等での長年の豊富な経験と知識を有し、また、執行役員の就任歴で培われた経営に関する経験と知識を有しており、コンプライアンス遵守、お客さま本位の経営体制の確立に向け、全社最適の視点で担当部門における戦略、方針等を描くことができ、取締役として相応しい経験と能力を有しており、新たに取締役候補者いたしました。

**取締役在任年数**

5年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（19回／19回）

所有する当社株式の数

0株

7 こばやし ゆきこ
小林 裕紀子（公認会計士・税理士）
（登録名：藤川裕紀子）**再任** **社外取締役** **独立役員**
1965年3月16日生（満54歳）**略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1988年10月	中央新光監査法人入所	2012年1月	税理士法人会計実践研究所 代表社員（現任）
1998年6月	金融監督庁（現金融庁）検査部 検査総括課 金融証券検査官	2013年3月	星野リゾート・リート投資法人 監督役員（現任）
2000年7月	藤川裕紀子公認会計士事務所 所長 （現任）	2014年6月	当社社外取締役 （現在に至る）

特別の利害関係

小林裕紀子氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役候補者とした理由

小林裕紀子氏は、公認会計士実務において高度な専門知識や金融監督庁（現金融庁）などでの実務経験等で培われた金融分野の豊富な知識や経験を活かし、客観的・専門的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言をし、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの経験と実績から、社外取締役として今後も業務執行の適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者といいたしました。

なお、同氏は、過去に当社の社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断しております。

**取締役在任年数**

3年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

95%（18回／19回）

所有する当社株式の数

0株

8 たにもと みちひさ
谷本 道久 1952年6月2日生（満67歳）**再任** **社外取締役** **独立役員****略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）**

1977年4月	住友生命保険相互会社入社	2011年7月	同社取締役常務執行役員
2000年4月	同社証券投資部長	2012年7月	同社常任顧問
2001年10月	同社資金債券運用部長	2016年6月	当社社外取締役 （現在に至る）
2006年4月	同社執行役員兼資金債券運用部長		
2007年7月	同社常務取締役嘱常務執行役員		

特別の利害関係

谷本道久氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役候補者とした理由

谷本道久氏は、金融機関の証券投資部門等での長年の豊富な経験と知識を有し、また、取締役・常務執行役員の就任歴で培われた経営に関する経験と知識を有しており、社外取締役として客観的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者といいたしました。



取締役在任年数

1年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

所有する当社株式の数

0株

9 た な か ひ で か ず 田中 秀和 1958年5月10日（満61歳）

再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年4月	野村證券投資信託販売株式会社入社	2014年6月	静銀ディーエム証券株式会社 監査役（非常勤）
1997年5月	国際証券株式会社 経営企画部長	2015年6月	MUSビジネスサービス株式会社 取締役社長
2001年7月	同社取締役	2017年6月	同社取締役会長
2002年9月	三菱証券株式会社 執行役員	2018年6月	当社社外取締役
2005年10月	三菱UFJ証券株式会社 執行役員	2018年9月	株式会社SMALL WORLD 執行役員 （現任） （現在に至る）
2010年5月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社 執行役員		
2012年6月	同社常務執行役員 三菱UFJ証券ホールディングス株式 会社 常務執行役員		
2013年6月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社 常務取締役 MUSビジネスサービス株式会社 取締役（非常勤）		

特別の利害関係

田中秀和氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役候補者とした理由

田中秀和氏は、大手証券会社での長年の豊富な経験と知識を有し、また、取締役・常務執行役員の就任歴で培われた経営に関する経験と知識を有しており、社外取締役として客観的な視点から当社の業務執行の適切な監視・監督や助言を期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

注1：年齢、地位および担当は本定時株主総会時のものであります。

注2：小林裕紀子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。

注3：谷本道久氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。

注4：田中秀和氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。

注5：当社は、小林裕紀子氏、谷本道久氏および田中秀和氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、3氏が再任された場合、当社は3氏との当該契約を継続する予定であります。

注6：当社は、小林裕紀子氏、谷本道久氏および田中秀和氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、3氏が再任された場合、当社は引き続き3氏を独立役員として届け出る予定であります。

注7：当社は、関東財務局より「米国株式取引の勧誘に関し、虚偽表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」が認められたとして2018年12月21日に業務改善命令を受けたことを踏まえ、営業部門のコンプライアンス態勢、内部管理態勢および監査部門の強化、ならびに、経営陣によるガバナンス態勢の強化等により、外国株式の取引等の勧誘に関し、お客さまが投資判断を正確に行うことができるよう説明態勢等の構築を図り、一層のお客さま本位の業務運営に努めるための施策を講じております。小林裕紀子氏、谷本道久氏および田中秀和氏は、社外取締役として、取締役会等を通じて、従前から法令遵守やガバナンス態勢強化について積極的に意見を述べ、行政処分を受けた後においては、徹底した調査の要請、再発防止に向けた内部統制態勢の強化やコンプライアンスの徹底についての提言等を行っております。

第2号議案

株式報酬型ストックオプションの廃止ならびに取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の社外取締役以外の取締役の報酬は、「月例報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストックオプション」で構成され、社外取締役の報酬は、「月例報酬」および「株式報酬型ストックオプション」で構成されていますが、株式報酬型ストックオプションに代えて、新たに、当社の取締役および執行役員（国外居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）を対象に、当社株式の交付を行う株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入するとともに、株式報酬型ストックオプションを廃止いたします。

なお、本議案が承認可決された場合、本制度の対象となる取締役等に株式報酬型ストックオプションとして付与済みの新株予約権のうち未行使のものにつきましては、当該取締役等において権利放棄することを条件に、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを本制度において付与いたします。

また、当社の監査役は本制度の対象とはなりませんが、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、株式報酬型ストックオプションとして付与済みの新株予約権のうち未行使分を保有している現任監査役（以下「経過措置監査役」という。）4名においては、権利放棄することを条件に、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを経過的に付与するものとし、本制度において設定される信託から当社株式の交付を行います。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識

を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、2009年6月26日開催の第87回定時株主総会においてご承認いただいております株式報酬型ストックオプションを廃止する旨、ならびに、2006年6月29日開催の第84回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額4億20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、本制度を導入し取締役等に対して株式報酬を支給する旨、および、2006年6月29日開催の第84回定時株主総会においてご承認いただきました監査役の報酬限度額（年額90百万円以内）とは別枠で、経過措置監査役に対して、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、本制度において設定される信託から株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

第1号議案「取締役9名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。また、本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は12名となります。

なお、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案ではそれらの執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の

金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記（2）以降のとおり。）

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	業績連動部分	・ 社外取締役でない取締役（国外居住者を除く。） ・ 執行役員（国外居住者を除く。）
	固定部分	・ 社外取締役でない取締役（国外居住者を除く。） ・ 執行役員（国外居住者を除く。） ・ 社外取締役（国外居住者を除く。）
	※当社の監査役は本制度の対象者ではありませんが、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を放棄した経過措置監査役に対して、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与し、本制度から当社株式等の交付等を行います。	

②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響

当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	・ 3事業年度を対象として、合計619百万円 ・ ただし、本年度から開始する対象期間については4事業年度を対象とする合計824百万円を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置分として、464百万円を上限とする金員を別途拠出
当社株式の取得方法（下記（2）のとおり。）および取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記（3）のとおり。）	・ 当社株式は株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定（本年度に設定する信託は株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない。） ・ 取締役等に付与される1事業年度当たりのポイントの総数の上限は、983,000ポイント ・ 取締役等に付与される1事業年度当たりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（2019年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約1.18% ・ ただし、本年度においては、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として1,543,000ポイントを上限として別途ポイントを付与します。

③業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	・業績連動部分については、経営指標として掲げる係数目標（時価総額等）の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動します。
④当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	・取締役等または経過措置監査役の退任時（取締役等または経過措置監査役が死亡した場合は死亡時）

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。ただし、本年度から開始する当初の本制度については、2020年3月31日で終了する事業年度から2023年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度を対象（以下「当初対象期間」という。）とし、本（2）第4段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の連続する3事業年度を対象とします。

当社は、対象期間ごとに619百万円（内訳：社外取締役でない取締役および執行役員：611百万円、社外取締役：8百万円）を上限とする金員を、当社の取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。ただし、当初対象期間に関しては、前述のとおり4事業年度を対象とすることから、当社は824百万円（内訳：社外取締役でない取締役および執行役員：814百万円、社外取締役：10百万円）を上限とする金員を拠出することに加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として付与するポイントにかかる株式の取得原資として464百万円（内訳：社外取締役でない取締役および執行役員：362百万円、社外取締役：4百万円、経過措置監査役：98百万円）を上限とする金員を、当社の取締役等および経過措置監査

役への報酬として拠出し、信託期間4年間の本信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します（本年度に設定する本信託については、株式市場から当社株式を取得する。）。当社は、信託期間中、取締役等（当初対象期間に係る本信託については経過措置監査役を含む。）に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は延長された信託期間ごとに、619百万円（内訳：社外取締役でない取締役および執行役員：611百万円、社外取締役：8百万円）の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等および経過措置監査役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了で

あるものを除く。) および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、619百万円（内訳：社外取締役でない取締役および執行役員：611百万円、社外取締役：8百万円）の範囲内とします。

また、信託期間の満了時（本（2）第4段落の信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等および経過措置監査役に対する新たなポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等または経過措置監査役が在任している場合には、当該取締役等または経過措置監査役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。

(3) 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法および上限

信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、社外取締役以外の取締役および執行役員に対して、取締役等の役位に応じた「固定ポイント」および当社が経営指標として掲げる係数目標（時価総額等）の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与し、社外取締役に対して、「固定ポイント」を付与します。

また、本制度においては、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、本制度の開始後遅滞なく、本制度導入に伴い株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を放棄した取締役等に対して、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与します。

付与したポイントは、毎年累積し、取締役等の退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」と

いう。）に応じて当社株式等の交付等を行います。

監査役に対しては「業績連動ポイント」および「固定ポイント」の付与は行いませんが、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、本制度導入に伴い株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を放棄した経過措置監査役に対して、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与し、当該経過措置監査役の退任時に当該ポイントの数に応じて当社株式等の交付等を行います。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

当社の取締役等に付与される1事業年度当たりのポイントの総数は、983,000ポイント（内訳：社外取締役でない取締役および執行役員：971,000ポイント、社外取締役：12,000ポイント）を上限とします。このポイントの総数の上限は、上記（2）の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。ただし、本年度においては、かかる1事業年度当たりに付与されるポイントの総数の上限とは別に、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、当社の取締役等および経過措置監査役に対して1,543,000ポイント（内訳：社外取締役でない取締役および執行役員：1,206,000ポイント、社外取締役：13,000ポイント、経過措置監査役：324,000ポイント）を上限とするポイントを付与します。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役等および経過措置監査役は、当該取締役等および経過措置監査役の退任時に、上記（3）に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等および経過措置監査役は、累積ポイントの70%（単元未満株式は切捨て）に相当する数の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役等または経過措置監査役が信託期間中に死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等または経過措置監査役の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に取締役等または経過措置監査役が国外居住者となった場合は、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を、当該取締役等または経過措置監査役が受けるものとします。

（5）本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

（6）本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、取締役等のうち、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付

されることになります。

（7）その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役等に関する部分については取締役会において定め、経過措置監査役に関する部分については監査役の協議により定めます。

また、本制度の廃止は、取締役会の決議により行うこととします。

なお、本制度の詳細については、2019年5月17日付「[株式報酬型ストックオプション制度]の廃止および新たな「株式報酬制度」の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

<ご参考>

社外役員の独立性に関する基準

当社の社外取締役または社外監査役（以下併せて「社外役員」という。）が独立性を有していると判断されるには、当該社外役員が、以下のいずれにも該当してはならない。

1. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社から受けた者）またはその業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）
2. 当社の主要な取引先（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結営業収益の2%以上の支払いを行っている者）またはその業務執行者
3. 当社または当社の連結子会社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーもしくは従業員である者
4. 過去3年間に於いて上記1から3に掲げる者
5. 当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームである場合は、過去3事業年度の平均で、当該ファームの連結総売上高の2%以上の財産を当社から得ているファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者）
6. 当社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
7. 次の（1）から（4）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者または二親等内の親族
 - （1）上記1から6までに掲げる者
 - （2）当社の子会社の業務執行者
 - （3）当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - （4）過去3年間に於いて前（2）および（3）または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

<ご参考>

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、投資家と金融商品取引市場を仲介する金融商品取引業者としての社会的責任を常に認識し、企業価値の増大・最大化を通じてステークホルダーの満足度を高めることを目指すとともに、法令遵守の徹底と経営の健全性と透明性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を整備しております。

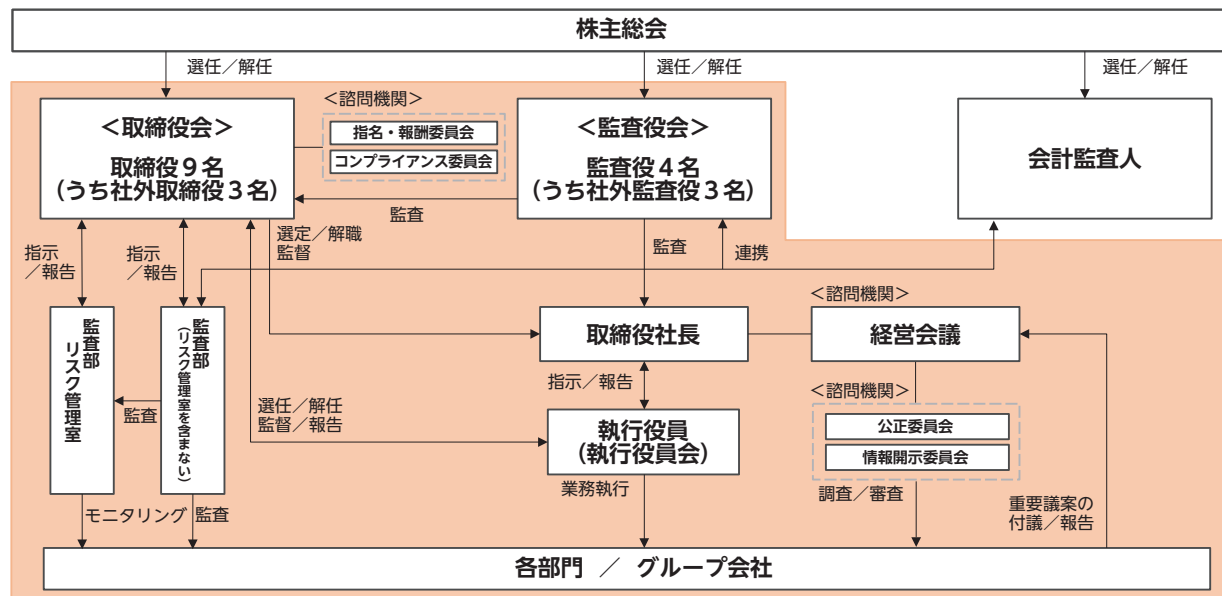
当社は、「倫理方針」として以下を定め、金融商品取引業者としての社会的責任を達成するために、投資者の保護と信頼性の向上を図ることにしております。

1. 私たちは、証券市場の担い手として社会的責任を認識し、誠実かつ公正な業務を行います。
2. 私たちは、お客さまとの信頼関係を大切に、質の高い金融サービスの提供を行います。
3. 私たちは、法令・諸規則を遵守し、社会人としての常識や倫理に照らして正しい行動をします。
4. 私たちは、人権および環境を尊重し、社会貢献に努めます。
5. 私たちは、反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨みます。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「コーポレートガバナンスに関するガイドライン」に定め、ホームページに公表しております。

(http://www.toyo-sec.co.jp/company/corporate_governance/policy/pdf/governance_guideline.pdf)

(コーポレート・ガバナンス体制図)



第97期 事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、総じて着実な成長が続いたものの、米中貿易摩擦や米国連邦準備制度理事会（FRB）の金利見通しの米国経済への影響、欧州経済の予想を上回る減速等、世界経済に対する不確実性が高まりました。

日本経済においては、年後半から民間の設備投資や輸出といった項目にブレーキがかかっている様子が見受けられ、米中貿易摩擦を中心とした先述の事項の影響を受けました。

このような環境下、国内株式市場において、日経平均株価は期初21,441.57円で始まり、米中貿易摩擦の一時的な後退等を支援材料に10月上旬には24,000円台を突破する場面がありました。しかし、その後は米中貿易摩擦に起因する世界経済の減速が意識されたことや、米国株式市場の下落、英国のEU離脱問題の混迷化等を背景に円高が進行したこともあって、日本株式にとっては厳しい環境となり、12月下旬に日経平均株価は一時18,000円台まで下落しました。その後は戻り歩調となり、期末の日経平均株価は、21,205.81円で取引を終了しました。

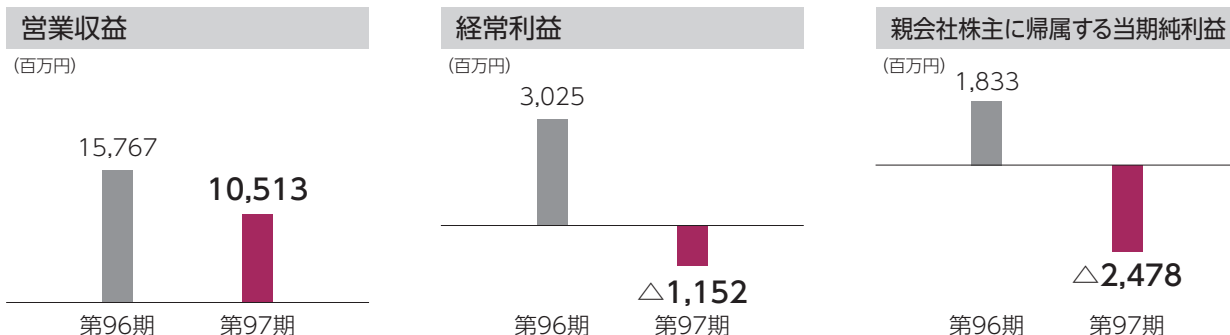
米国株式市場においては、主要株価指数であるダウ工業株30種平均は期初24,076.60米ドルで始まり、9月末までは比較的米中貿易摩擦による影響が軽度とされるハイテク関連や小型株への資金流入が目立っていましたが、米国長期国債の利回りが急上昇したこと等を背景に不安定な展開となりました。11月の米国中間選挙では予想通り民主党が下院を制し、共和党が上院の過半数を維持したことから政治を巡る不透明感が薄れ、一時的に買い戻される場面もありましたが、12月の米連邦公開市場委員会（FOMC）で示したFRBの利上げ姿勢がタカ派と受け止められ、年末にかけて急落しました。しか

し、年明けからFRBが一転して利上げ慎重姿勢に転じたことや米中貿易協議に進展が報じられたことから相場への安心感が広がり、ダウ工業株30種平均は25,928.68米ドルで取引を終了しました。

当社が注力している中国・香港株式市場においては、主要株価指数であるハンセン指数は期初29,927.88ポイントで始まり、5月14日に高値31,592.56ポイントまで上昇しましたが、米中貿易摩擦に対する先行き不透明感等を材料に6月中旬まで30,000ポイントから31,500ポイント近辺での方向感に乏しい展開となりました。6月後半以降は米国の中国製品に対する追加関税措置の発動に加え、中国国内の弱い経済指標や米国の利上げへの警戒感等が投資家心理の重荷となり、ハンセン指数は10月30日に24,540.63ポイントの安値をつけました。その後は12月1日の米中首脳会談を材料に27,000ポイント台まで回復し、会談終了後は再び25,000ポイントを割り込む場面がありましたが、1月7日からの米中通商交渉が始まった後は米中貿易摩擦解消への期待から戻りを試す展開となり、3月末のハンセン指数は29,051.36ポイントで取引を終えました。

このような状況のもと、当連結会計年度の当社グループの業績は、日本株に加え、米国株、中国株の取引高が減少したこと等により、営業収益は105億13百万円（前連結会計年度比66.6%）、経常損失は11億52百万円（前連結会計年度は30億25百万円の経常利益）、また、システム移行費用7億25百万円を特別損失に計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は24億78百万円（前連結会計年度は18億33百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）になりました。

【ご参考】



なお、当社グループの業績概況は以下のとおりであります。

受入手数料

66億92百万円（前連結会計年度比 70.8%）

科目別の概況は以下のとおりであります。

■ 委託手数料

当連結会計年度の東証一・二部の1日平均売買代金は2兆8,911億円（前連結会計年度比95.9%）になりました。当社の国内株式委託売買代金は8,362億円（前連結会計年度比64.5%）、外国株式委託売買代金は481億円（前連結会計年度比54.2%）になりました。その結果、当社グループの委託手数料は27億99百万円（前連結会計年度比61.3%）になりました。

■ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は株式の引受高の減少等により32百万円（前連結会計年度比40.0%）になりました。

■ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

主に証券投資信託の販売手数料で構成される募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は株式投資信託の募集金額が764億円（前連結会計年度比65.0%）に減少したため20億80百万円（前連結会計年度比67.3%）になりました。

■ その他の受入手数料

証券投資信託の代行手数料が中心のその他の受入手数は株式投資信託の預り資産の平均残高が2,084億円（前連結会計年度比98.4%）に減少したものの、生命保険代理店手数料が前連結会計年度比88百万円増加したため17億80百万円（前連結会計年度比103.7%）になりました。

【ご参考】

委託手数料

41.8% 27億99百万円
（前連結会計年度比 61.3%）

引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料

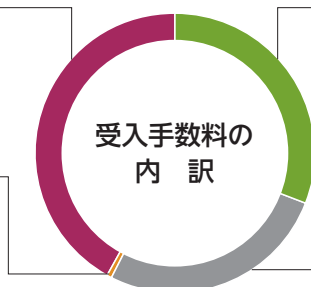
0.5% 32百万円
（前連結会計年度比 40.0%）

募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料

31.1% 20億80百万円
（前連結会計年度比 67.3%）

その他の受入手数料

26.6% 17億80百万円
（前連結会計年度比 103.7%）



トレーディング損益

34億20百万円（前連結会計年度比 57.3%）

トレーディング損益は米国株の売買代金の減少等により株券等が24億64百万円（前連結会計年度比69.0%）、外国債券売買損益の増加等により債券等が4億15百万円（前連結会計年度比101.2%）、中国株取引や外国債券の償還に係る為替手数料の減少等によりその他が5億40百万円（前連結会計年度比27.2%）で合計34億20百万円（前連結会計年度比57.3%）になりました。

金融収支

3億7百万円（前連結会計年度比 132.8%）

金融収益は受取利息の増加等により4億1百万円（前連結会計年度比114.2%）になりました。また、金融費用は信用取引費用の減少等により93百万円（前連結会計年度比78.2%）になりました。この結果、差引金融収支は3億7百万円（前連結会計年度比132.8%）になりました。

販売費・一般管理費

123億22百万円（前連結会計年度比 91.9%）

販売費・一般管理費は、主に業績悪化による賞与支給額の減少等により人件費が54億16百万円（前連結会計年度比88.4%）、システム移行に伴う旧基幹システムの償却額の減少により減価償却費が10億70百万円（前連結会計年度比70.8%）となったため、合計で123億22百万円（前連結会計年度比91.9%）になりました。

営業外損益

7億49百万円（前連結会計年度比 96.9%）

営業外収益は投資有価証券配当金の増加等により8億35百万円（前連結会計年度比105.4%）、営業外費用は子会社の為替差損の増加等により85百万円（前連結会計年度比459.8%）で差引損益は7億49百万円（前連結会計年度比96.9%）になりました。

特別損益

△6億95百万円（前連結会計年度 △2億44百万円）

特別利益は投資有価証券売却益等により3億81百万円（前連結会計年度は29百万円）、特別損失はシステム移行費用等により10億76百万円（前連結会計年度比392.9%）で差引損益は6億95百万円の損失（前連結会計年度は2億44百万円の損失）になりました。

2. 資金調達等についての状況

資金調達

経常的な資金調達のみで増資等による資金調達は行いませんでした。

設備投資

基幹システム移行等を中心に20億29百万円の設備投資を行いました。

事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

3. 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第94期 2016年3月期	第95期 2017年3月期	第96期 2018年3月期	第97期 2019年3月期 (当連結会計年度)
営業収益	13,542	12,776	15,767	10,513
純営業収益	13,368	12,623	15,647	10,420
経常利益又は経常損失 (△)	1,829	982	3,025	△1,152
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	1,583	656	1,833	△2,478
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	19円25銭	8円00銭	22円21銭	△29円88銭
総資産	80,847	78,393	82,756	71,014
純資産	41,182	41,145	43,406	38,477

注：「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期初から適用しており、前連結会計年度に係る企業集団の財産の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第94期 2016年3月期	第95期 2017年3月期	第96期 2018年3月期	第97期 2019年3月期 (当事業年度)
営業収益	12,977	12,702	15,530	10,396
(うち受入手数料)	(10,078)	(8,060)	(9,220)	(6,585)
純営業収益	12,803	12,549	15,411	10,305
経常利益又は経常損失 (△)	1,912	1,159	3,022	△931
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,844	838	1,830	△2,223
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	22円42銭	10円23銭	22円17銭	△26円80銭
総資産	78,670	76,505	78,997	67,532
純資産	40,090	40,346	42,757	38,265

注：「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度の期初から適用しており、前事業年度に係る当社の財産の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

4. 対処すべき課題

(1) 中期的経営ビジョン

対面リアル証券会社の経営環境は、顧客の高齢化・ネット取引の一段の拡大・金融技術の進化・高度化によって厳しさを増しており、また、社会からのフィデューシャリー・デューティーに対する要求がますます高まっております。

このような環境下、当社は第96期よりスタートした第五次中期経営計画（2017年4月～2020年3月）で、「お客さま本位の経営姿勢の深化」を最重要項目とし、お客さま満足度の向上を通じて経営基盤を強化し、企業価値を向上させることを目指してまいります。

なお、当社は、関東財務局による検査の結果、「米国株式取引の勧誘に関し、虚偽表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」が認められたとして、2018年12月21日に業務改善命令を受けました。今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、営業部門のコンプライアンス態勢、内部管理態勢および監査部門の強化、ならびに、経営陣によるガバナンス態勢の強化等により、外国株式の取引等の勧誘に関し、お客さまが投資判断を正確に行うことができるよう説明態勢等の構築を図り、お客さま本位の業務運営に努めてまいります。

(2) 戦略骨子・施策概要

第五次中期経営計画では、重点項目を3つに絞り、お客さま満足度の高いサービス提供のための各種の施策を講じてまいります。

(重点項目・主な施策)

①お客さま本位の経営姿勢の深化

…IT（資産管理ツール）を活用したわかりやすい説明、海外拠点とつないだライブセミナーなど

②オペレーショナル・エクセレンスの推進

…外貨運用や保有資産活用による金融収支の改善、web会議システム活用による生産性向上など

③人材基盤の強化

…ロールモデルを活用したスキルの共有化、勤怠管理の精緻化と時間外労働の短縮 など

5. 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

株式業務

株式業務は、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

委託売買業務

金融商品取引所及びそれ以外の市場（店頭市場）において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

引受け・売出し業務

株式の募集・売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

募集・売出しの取扱業務

株式の募集・売出しにつき、顧客に販売する業務

債券業務

債券業務は、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っております。

投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集・売出しの取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

デリバティブ取引業務

デリバティブ取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

保険業務

保険業法に基づく、保険契約の締結の代理または媒介に係る業務から成り立っております。

6. 主要拠点等

主要な営業拠点 (2019年3月31日現在)

当 社

本 店 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号
支 店 30店

区分	店舗数
第一ブロック	四 谷 支 店 など 5店
第二ブロック	松戸五香支店 など 6店
第三ブロック	大 阪 支 店 など 6店
第四ブロック	広 島 支 店 など 7店
第五ブロック	山 口 支 店 など 6店

営業所 福山支店府中営業所

主要な子会社

東洋証券亜洲有限公司 香港

従業員の状況 (2019年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
709名	21名減

注：上記従業員数のほか、歩合外務員8名、臨時職員1名、派遣社員1名が在籍しております。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
690名	21名減	41.7歳	16.7年

注：上記従業員数のほか、歩合外務員8名、臨時職員1名、派遣社員1名が在籍しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

親会社の状況

該当事項はありません。

子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東洋証券亜洲有限公司	110,000 千香港ドル	100 %	香港における証券業務全般

事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

8. 主要な借入先及び借入額 (2019年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	2,100 百万円
株式会社広島銀行	1,200
株式会社三菱UFJ銀行	550
三井住友信託銀行株式会社	500
株式会社山口銀行	500
日本証券金融株式会社	2,950

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する利益の還元を経営上重要な施策の1つとして位置付けております。

利益配分にあたっては、経営基盤の確立のための内部留保の充実に配慮し毎期の業績を反映しつつ、株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案し、年1回の取締役会決議による剰余金の配当や機動的な自己株式の取得により株主のみなさまに利益の還元を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当については、配当性向年間約30%を目安としつつ、安定性にも配慮し分配可能額に占める割合を指標としております。なお、分配可能額に占める割合は、収益環境と株主資本の状況を総合的に勘案し、適宜見直してまいります。

上記方針のもと、2019年3月期の期末配当につきましては、1株当たり配当5円といたしました。

引き続き全社を挙げて業績の向上に邁進し、株主のみなさまへより多くの利益の還元ができるよう努力してまいります。

2 株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 316,000,000株
2. 発行済株式の総数 87,355,253株 (うち自己株式 4,327,617株)
3. 株主数 8,557名
4. 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社野村総合研究所	6,860 千株	8.2 %
住友生命保険相互会社	5,449	6.5
株式会社広島銀行	3,120	3.7
水戸証券株式会社	3,112	3.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,017	3.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,791	2.1
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,467	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,368	1.6
東洋証券従業員持株会	1,141	1.3
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,090	1.3

注1：当社は自己株式として4,327千株を保有しておりますが、上記の上位10名の株主から除外しております。

注2：持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

取締役会決議日	保有人数及び 区分ごとの保有個数	新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の 目的となる株式の数	新株予約権の 行使時の払込金額	新株予約権の 権利行使期間
2009年7月28日	取締役 (社外取締役を除く) 4名 59個 監査役 1名 20個 合計 5名 79個	普通株式	79,000株	1株につき1円	2009年7月30日から 2039年7月29日まで
2010年7月28日	取締役 (社外取締役を除く) 4名 80個 監査役 1名 25個 合計 5名 105個	普通株式	105,000株	1株につき1円	2010年7月30日から 2040年7月29日まで
2011年7月28日	取締役 (社外取締役を除く) 4名 142個 監査役 2名 67個 合計 6名 209個	普通株式	209,000株	1株につき1円	2011年8月1日から 2041年7月31日まで
2012年7月27日	取締役 (社外取締役を除く) 4名 122個 監査役 2名 52個 合計 6名 174個	普通株式	174,000株	1株につき1円	2012年7月31日から 2042年7月30日まで
2013年7月26日	取締役 (社外取締役を除く) 4名 48個 監査役 2名 20個 合計 6名 68個	普通株式	68,000株	1株につき1円	2013年7月30日から 2043年7月29日まで
2014年7月30日	取締役 (社外取締役を除く) 4名 74個 社外取締役 1名 1個 監査役 3名 31個 合計 8名 106個	普通株式	106,000株	1株につき1円	2014年8月1日から 2044年7月31日まで
2015年7月29日	取締役 (社外取締役を除く) 6名 73個 監査役 2名 26個 合計 8名 99個	普通株式	99,000株	1株につき1円	2015年7月31日から 2045年7月30日まで
2016年7月28日	取締役 (社外取締役を除く) 6名 131個 社外取締役 2名 4個 監査役 3名 43個 合計 11名 178個	普通株式	178,000株	1株につき1円	2016年8月1日から 2046年7月31日まで
2017年7月28日	取締役 (社外取締役を除く) 6名 162個 社外取締役 2名 3個 監査役 4名 40個 合計 12名 205個	普通株式	205,000株	1株につき1円	2017年8月1日から 2047年7月31日まで
2018年7月30日	取締役 (社外取締役を除く) 6名 169個 社外取締役 3名 5個 合計 9名 174個	普通株式	174,000株	1株につき1円	2018年8月1日から 2048年7月31日まで

2. 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された
新株予約権等に関する事項

取締役会決議日	交付人数及び 区分ごとの交付個数	新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の 目的となる株式の数	新株予約権の 行使時の払込金額	新株予約権の 権利行使期間
2018年7月30日	当社使用人 13名 162個	当社普通株式	162,000株	1株につき1円	2018年8月1日から 2048年7月31日まで

注：上記使用人数には当社の役員を兼ねている者は含まれておりません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	半 場 裕 章	監査部担当	
取締役社長 (代表取締役)	桑 原 理 哲		
専務取締役	岡 田 啓 芳	情報本部・証券本部・ 経営企画部管掌	
常務取締役	鈴 木 眞 人	業務管理本部・ 内部管理本部管掌	
取 締 役	石 岡 学	営業本部長兼ホームトレード部担当 兼営業企画部・ カスタマーセンター準備室管掌	
取 締 役	塩 田 起 人	法人本部長兼総務部担当兼 人事研修部管掌	
取 締 役	小 林 裕 紀 子 (公認会計士・税理士) (登録名 藤川裕紀子)		
取 締 役	谷 本 道 久		
取 締 役	田 中 秀 和		
常勤監査役	西 村 充 市		
常勤監査役	縄 田 正 人		
監 査 役	細 田 信 行		
監 査 役	塚 本 誠		

注1：取締役小林裕紀子氏、取締役谷本道久氏及び取締役田中秀和氏は、社外取締役であります。

注2：常勤監査役西村充市氏、監査役細田信行氏及び監査役塚本誠氏は、社外監査役であります。

注3：取締役小林裕紀子氏、取締役谷本道久氏、取締役田中秀和氏、常勤監査役西村充市氏、監査役細田信行氏及び監査役塚本誠氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

注4：常勤監査役西村充市氏は、長年にわたり、金融機関に在籍した経歴を持つ等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役細田信行氏は、事業会社の経営者としての長年の豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注5：2018年6月22日開催の定時株主総会において、塩田起人氏及び田中秀和氏が取締役に選任され就任いたしました。

注6：2018年6月22日開催の定時株主総会終結をもって、取締役縄田正人氏は任期満了により退任し、同日監査役に選任され就任いたしました。

注7：2018年6月22日開催の定時株主総会終結をもって、監査役谷口斎氏は任期満了により退任いたしました。

注8：2019年4月1日より、経営の効率性・機能性の向上や取締役の監督機能の一層の強化を図ることを目的に従来の執行役員制度を変更し、執行機能を代表取締役社長の指揮監督のもと、執行役員に統合して業務執行を行う態勢にいたしました。
なお、2019年4月1日現在の取締役、執行役員の地位及び担当は次のとおりであります。

・取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長兼 社長執行役員 (代表取締役)	桑 原 理 哲	監査部担当	
取締役兼 専務執行役員	岡 田 啓 芳	証券本部・経営企画部管掌	
取締役兼 専務執行役員	鈴 木 眞 人	業務管理本部・内部管理本部管掌	
取締役兼 上席執行役員	石 岡 学	総務部担当兼情報本部・ 人事研修部管掌	
取締役兼 上席執行役員	塩 田 起 人	法人本部長兼営業本部長兼営業企画 部・ホームトレード部・カスタマー センター準備室管掌	
取締役相談役	半 場 裕 章		
取 締 役	小 林 裕 紀 子 (公認会計士・税理士) (登録名 藤川裕紀子)		
取 締 役	谷 本 道 久		
取 締 役	田 中 秀 和		

・執行役員

地位	氏名				担当
上席執行役員	土	居	晃	夫	情報本部長
上席執行役員	重	山	都	彦	人事研修部長
上席執行役員	櫻	井		歩	営業企画部担当兼ホームトレード部 担当兼カスタマーセンター準備室長
執行役員	沼	田	啓	次	東日本ブロック長
執行役員	内	木	雅	彦	証券本部長
執行役員	松	本		誠	経営企画部長
執行役員	田	所		博	特命・コンプライアンスオフィサー
執行役員	尾	崎	典	之	西日本ブロック長
執行役員	横	川	満	紀	営業企画部長
執行役員	小	平	孝	哉	東海・近畿・四国ブロック長
執行役員	中	尾	正	敏	アジア戦略担当兼東洋証券亜洲有限 会社社長
執行役員	河	村	政	文	業務管理本部長兼システム統括部長
執行役員	三	浦	秀	明	内部管理本部長兼検査部長

2. 責任限定契約に関する事項

当社と社外役員は会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 当事業年度に係る取締役、監査役ごとの報酬等の総額

区分	当事業年度に係る報酬等の額	
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (うち社外役員)	10 (3)	171 (17)
監査役 (うち社外役員)	5 (3)	42 (25)
計 (うち社外役員)	14 (6)	213 (42)

注1： 定時株主総会の決議による取締役報酬額は年額4億20百万円以内（2006年6月29日定時株主総会決議。ただし、使用人分給とは含まれない）、監査役報酬額は年額90百万円以内（2006年6月29日定時株主総会決議）であります。

注2： 上記の当事業年度に係る報酬等の額のほか、使用人兼務役員に対する使用人給与相当額（賞与を含む）として18百万円を支給しております。

注3： 上記の報酬等の額には、当事業年度に係るストック・オプションとしての新株予約権の付与（2018年7月30日開催の取締役会決議）による報酬額（取締役35百万円）が含まれております。

注4： 縄田正人氏は、2018年6月22日開催の定時株主総会終結の時までは取締役として、それ以後は監査役として、報酬を受けております。なお、上記表中、同氏を取締役及び監査役それぞれの支給人員に含めておりますが、合計欄では同氏を1名として計算しております。

注5： 役員の報酬を決定するにあたっての方針・手続きは以下のとおりであります。

役員の報酬は、企業価値の持続的な向上や人材確保の観点から適切なインセンティブ機能を有するよう役割と責務に相応しい水準としております。また、取締役会が役員報酬を決定するに際しては、指名・報酬委員会の答申を受けその内容を尊重し、透明性・公平性・客観性を確保するようにしております。

なお、取締役に対する報酬として、固定報酬とは別に業績連動給与を採用しております。

4. 社外役員に関する事項

他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

他の法人等の社外役員等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

各社外役員の主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	小林 裕紀子	取締役会への出席状況：開催数19回 出席数19回（出席率100.0%） 他に経営会議に出席し、取締役会、経営会議では、公認会計士及び金融監督庁等の実務経験の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	谷本 道久	取締役会への出席状況：開催数19回 出席数18回（出席率94.7%） 他に経営会議に出席し、取締役会、経営会議では、金融機関の証券投資部門等での実務経験の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	田中 秀和	取締役会への出席状況：開催数15回 出席数15回（出席率100.0%） 他に経営会議に出席し、取締役会、経営会議では、証券会社や会社経営の経験の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	西村 充市	取締役会への出席状況：開催数19回 出席数19回（出席率100.0%） 監査役会への出席状況：開催数14回 出席数14回（出席率100.0%） 他に経営会議、執行役員会に出席し、取締役会、経営会議、執行役員会では、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、監査役会では、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	細田 信行	取締役会への出席状況：開催数19回 出席数19回（出席率100.0%） 監査役会への出席状況：開催数14回 出席数14回（出席率100.0%） 取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。
監査役	塚本 誠	取締役会への出席状況：開催数19回 出席数19回（出席率100.0%） 監査役会への出席状況：開催数14回 出席数14回（出席率100.0%） 取締役会では、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。

注1：取締役会開催数に、書面決議（3回）は含まれておりません。

注2：取締役田中秀和氏の取締役会への出席状況につきましては、2018年6月22日の就任後に開催されたものであります。

当社の不祥事等に関する対応の概要

当社は、関東財務局より「米国株式取引の勧誘に関し、虚偽表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」が認められたとして2018年12月21日に業務改善命令を受けたことを踏まえ、営業部門のコンプライアンス態勢、内部管理態勢および監査部門の強化、ならびに、経営陣によるガバナンス態勢の強化等により、外国株式の取引等の勧誘に関し、お客さまが投資判断を正確に行うことができるよう説明態勢等の構築を図り、一層のお客さま本位の業務運営に努めるための施策を講じております。各社外取締役は、取締役会等を通じて、従前から法令遵守やガバナンス態勢強化について積極的に意見を述べ、行政処分を受けた後においては、徹底した調査の要請、再発防止に向けた内部統制態勢の強化やコンプライアンスの徹底についての提言等を行っております。また、各社外監査役は、取締役会の取組みに対し、様々な意見具申を積極的に行っております。

5 会計監査人の状況

1. 名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当該事業年度中に辞任した、または解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

4. 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額 | 39百万円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容
顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務 | 2百万円 |
| ③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 41百万円 |

注1：監査役会は、監査役会が定める判断基準に基づき、会計監査人の報酬見積もりの算出根拠や考え方を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

注2：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

注3：当社の子会社である東洋証券亜細有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

7. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、取締役会において、当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制等の整備について、次のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を経営の最重要課題の一つとして位置づける。
- ② 取締役及び使用人の基本的な行動規範として、「綱領」、「経営理念」、「倫理方針」及び「行動指針」を定めるほか、コンプライアンス体制及び業務に係る社内規程等を整備し、必要な教育を行う。
- ③ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備に資するため、コンプライアンス委員会を設置し、活動内容を取締役会及び監査役会に定期的に報告する。
- ④ コンプライアンスに係る内部通報制度を整備し、自由に通報や相談ができる仕組みを構築する。
- ⑤ 使用人の法令及び定款等違反行為の処分については、公正委員会の具申を経て、経営会議で決定する。
- ⑥ 監査部（監査部リスク管理室を含まない。以下同じ。）及び検査部は、各部室店の日常的な活動状況の監査を実施する。
- ⑦ 監査部、監査部リスク管理室、営業考査部及び検査部は、平素より連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査し、改善策を検討する。
- ⑧ 「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」及び「情報管理基本規程」等を定め、適切に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理（以下「リスク管理」という。）を経営の最重要課題の一つとして位置づける。
- ② 「リスク管理規則」においてリスク管理を体系的に定め、あらかじめ具体的なリスクを想定及び分類し、個々のリスクにつき特定、計測、コントロール及びモニタリングを行う。
- ③ リスク管理に関する統括部署として、監査部リスク管理室を設置し、リスク管理の充実に努め、リスク管理に関する事項を取締役会及び監査役会に定期的に報告する。
- ④ 総務部は、「事業継続計画（BCP）マニュアル」を定め、有事の際の迅速かつ適切な意思決定・指揮命令体制及び情報伝達体制を整備する。
- ⑤ 監査部は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その状況を取締役会及び監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、経営の効率化を図り、取締役の監督機能を強化する。
- ② 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ③ 取締役会の定める基本方針に基づいて、重要事項に関し協議上申するため、経営会議を設置する。経営会議は、原則毎月2回開催する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「綱領」、「倫理方針」、「利益相反管理方針」及び「反社会的勢力に対する基本方針」を共有化し、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を図る。
- ② 「関係会社の管理に関する規程」等を定め、経営企画部が子会社の事業の総括的な管理を行う。
- ③ 「関係会社の管理に関する規程」を定め、子会社の取締役の職務の執行に係る事項等について報告を求める。
- ④ 当社の経理部門から、重要な子会社の取締役または監査役を選任し、会計の状況を監督する。
- ⑤ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社と業務委託契約等を締結し、子会社に対し人事管理業務やシステム関連業務等の間接業務を提供する。
- ⑥ 「リスク管理規則」を定め、当社及び子会社を一体としたリスク管理を行う。
- ⑦ グループ内通報制度を設置し、グループ内の従業員等から監査部への通報を可能とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人（以下「職務補助者」という。）は、監査部に属する使用人とする。
- ② 取締役は、職務補助者がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないように配慮する。
- ③ 職務補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分には、監査役会の同意を得る。

7. 当社及び子会社からなる企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役が、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席できる体制を整備し、また、取締役及び使用人は重要な議事録、内部監査の報告書及び稟議書等を監査役に回付する。
- ② 取締役及び使用人は、必要に応じ定期的または適宜監査役会に出席し、監査役より要請のある事項について報告する。
- ③ 監査役への報告を行ったグループ内の取締役及び使用人に対し、不利な取扱いを行ってはならない。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

会社法第388条を遵守し、支払い手続きは「経理規則」等に準じて支弁する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役の職務の執行のための必要な体制の整備に努める。
- ② 監査役会は、取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

10. 財務報告の適正を確保するための体制

- ① 財務諸表の作成にあたり、業務分担と責任部署を明確化する。
- ② 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財務諸表を作成する。
- ③ 財務諸表等の適正性を確認するため、情報開示委員会を設置する。
- ④ 情報開示委員会は、財務諸表等が適正に作成されているかを確認し、その結果を取締役に報告する。
- ⑤ 取締役及び監査役は、会計監査人による財務諸表等の記載内容に関する指摘事項を確認する。

7 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

1. 当社及び子会社におけるコンプライアンス及びリスク管理について

- ① 当社は、「綱領」、「経営理念」、「倫理方針」及び「行動指針」を定め、コンプライアンスハンドブックに収録してグループ内の従業員等に配布するとともに、社内イントラネットに掲載し周知しております。
- ② コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する課題の審議や対応策などの検討を行い、その要旨について取締役会及び監査役会に報告しております。当事業年度においては、個別課題についてコンプライアンス委員会にて活動を行っております。なお、更なるコンプライアンス態勢強化のため、2019年4月1日をもって、コンプライアンス委員会を経営会議の諮問機関から取締役会の諮問機関と変更しております。
- ③ 当社は、社内の不正・違反行為に対する相互牽制の実効性確保及びその早期発見の観点からコンプライアンスホットラインを設け、グループ内の従業員等から自由に通報や相談ができる仕組みを構築しております。
- ④ 監査部リスク管理室は、「リスク管理規則」に基づき、市場リスク等のあらかじめ想定される当社グループの具体的なリスクについて日常的にモニタリングを行い、定期的に取り締役会及び監査役会に報告しております。

2. 取締役の職務執行の効率性の確保について

- ① 執行役員は、取締役会で委譲された権限の範囲内で業務を執行しており、当該業務の執行状況については、取締役会及び執行役員会に報告され、取締役は当該業務執行状況を監督しております。

- ② 経営会議は、取締役会の定める基本方針に基づき、「経営会議規程」等に定める重要事項について、取締役社長に具申しております。なお、当事業年度につきましては、経営会議を28回開催しております。

3. 監査役の監査の実効性の確保について

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか経営会議や執行役員会にも出席し、これらの会議の議事録、その他内部監査報告書、稟議書等を自由に閲覧し、取締役及び使用人の職務の執行状況について監査を行うとともに意見がある場合には意見を述べております。
- ② 当事業年度につきましては、監査役会を14回開催しており、うち6回については、取締役が出席し、監査役からの要請事項について報告しております。
- ③ 監査部に属する従業員は、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会の事務局運営等に必要な事項を補助しております。

8 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定めており、その内容の概要等は以下のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、「人」と「人」とのつながりを大切にする精神のもと、経営理念に基づいたお客さま本位の質の高い金融サービスで社会に貢献することによって事業拡大を図るビジネスモデルにより、当社グループの企業価値等の持続的な確保、向上が図られるものであり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、このようなビジネスモデルを実現することを可能とするものが望ましいと考えております。

もっとも、当社は、当社株式について大量買付行為がなされる場合、このことが当社グループの企業価値等の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には当社の株主のみなさまの意思に基づき決定されるべきものであると考えております。

しかしながら、大量買付者の中には、不適切な手段により株価をつり上げて高値で株式を会社に引き取らせる行為などにより大量買付者（及びその関係者）の利益のみを追求する者や、短期的なROE向上を追求するあまりお客さまの資産を毀損することも顧みないようなお客さま本位の経営に背く業務運営を積極的に推し進める者など、当社グループの企業価値等を毀損する者の存在も否定できません。

当社は、このような当社グループの企業価値等に対する侵害行為を容認することはできません。

こうした状況を踏まえ、当社は、大量買付行為が行われる際に、株主のみなさまに当該大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保・提供するための、大量買付ルールを制定いたしました。

なお、当該大量買付ルールは、大量買付者等の株式持分を希釈化するために株式や新株予約権の割当てを行うなど対抗措置のあるいわゆる買収防衛策ではございません。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

イ. 中期的経営ビジョン・戦略骨子等

当社グループは、「真にお客さま本位の経営で世代を超えて信頼され、資産運用・資産形成のアドバイザーとして選ばれるスーパー・リージョナル（地域密着型）・リテール証券会社」を目指し、お客さま本位の経営を更に深化させ、持続的に成長し続けるビジネスモデルを確立してまいります。

中期経営計画「もっとTO YOU ING計画」（3か年計画）においては、重点項目（①お客さま本位の経営姿勢の深化、②オペレーショナル・エクセレンスの推進、③人材基盤の強化）について各種の施策を講じ、顧客基盤の拡充・企業価値向上を図ります。

ロ. コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、投資家と金融商品取引市場を仲介する金融商品取引業者としての社会的責任を常に認識し、企業価値の増大・最大化を通じてステークホルダーの満足度を高めることを目指すとともに、法令遵守の徹底、経営の健全性と透明性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を整備しております。

ハ. 大量買付ルール

大量買付ルールは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の大量買付者及び大量買付者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行おうとする場合等において、大量買付者に対して情報提供を求めるとともに、株主のみなさまに判断する機会を確保・提供するための手続を定めております。その概要は以下のとおりです。

大量買付者は、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、当該大量買付者が大量買付行為に際して大量買付ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書を提出し、当社取締役会は、その受領後10営業日以内に、大量買付者に対し詳しい大量買付情報の提供を求めます。当社取締役会は、大量買付者から提供された情報等に基づき、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものか否かを評価します。評価期間は60営業日以内または90営業日以内で当社取締役会が設定・公表します。大量買付者は、意向表明書の提出後、取締役会評価期間が満了するまでは、大量買付行為を開始することができません。当社取締役会は、大量買付者から受領した情報ならびに

大量買付行為の評価の結果・理由及び株主のみなさまが大量買付行為に応じるか否かを適切に判断するために有益と考えられる情報について、適宜、開示いたします。大量買付ルールの有効期間は2017年11月27日から3年間です。有効期間内であっても、当社取締役会において、法令等の改正や判例の動向等を考慮して、大量買付ルールを随時、見直しまたは廃止でき、その場合には、法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

③ 当社の取組みに関する取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、上記に述べた当社の取組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、大量買付行為が行われる際には、株主のみなさまに当該大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただくための必要かつ十分な時間・情報を確保することを目的とするものであって、上記の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

注：本事業報告中の記載金額（または数値）は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	53,882	流 動 負 債	26,973
現 金 ・ 預 金	20,464	信 用 取 引 負 債	3,721
預 託 金	19,432	信 用 取 引 借 入 金	2,850
ト レーディング 商品	865	信用取引貸証券受入金	871
商 品 有 価 証 券 等	864	預 り 金	16,141
デ リバティ ブ 取 引	0	受 入 保 証 金	2,855
約 定 見 返 勘 定	1,637	短 期 借 入 金	3,450
信 用 取 引 資 産	7,920	リ ー ス 債 務	2
信 用 取 引 貸 付 金	7,522	未 払 法 人 税 等	61
信用取引借証券担保金	397	賞 与 引 当 金	275
立 替 金	69	そ の 他 の 流 動 負 債	464
短 期 差 入 保 証 金	1,002	固 定 負 債	5,434
短 期 貸 付 金	1,499	長 期 借 入 金	3,000
未 収 収 益	466	リ ー ス 債 務	6
未 収 還 付 法 人 税 等	62	繰 延 税 金 負 債	2,065
そ の 他 の 流 動 資 産	462	資 産 除 去 債 務	254
貸 倒 引 当 金	△ 1	そ の 他 の 固 定 負 債	107
固 定 資 産	17,132	特 別 法 上 の 準 備 金	129
有 形 固 定 資 産	1,137	金融商品取引責任準備金	129
建 具 備 品	565	(金融商品取引法第46条の5)	
土 地	203	負 債 合 計	32,537
リ ー ス 資 産	360	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	8	株 主 資 本	35,050
ソ フ ト ウ エ ア	457	資 本 金	13,494
そ の 他	369	資 本 剰 余 金	9,650
投 資 そ の 他 の 資 産	88	利 益 剰 余 金	13,449
投 資 有 価 証 券	15,536	自 己 株 式	△ 1,544
長 期 差 入 保 証 金	9,925	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,079
長 期 前 払 費 用	2,159	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,390
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,506	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 445
繰 延 税 金 資 産	1,746	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	134
そ の 他	18	新 株 予 約 権	347
貸 倒 引 当 金	387	純 資 産 合 計	38,477
	△ 207	負 債 ・ 純 資 産 合 計	71,014
資 産 合 計	71,014		

招 集 ご 通 知
P3
株 主 総 会 参 考 書 類
P7
事 業 報 告
P23
連 結 計 算 書 類 等
計 算 書 類 等
P54
株 主 の み な さ ま と
東 洋 証 券

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
営 業 収 益								10,513
受 入 手 数 料						6,692		
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益						3,420		
金 融 融 収 費 用						401		93
純 営 業 収 益								10,420
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費								12,322
取 引 関 係 費						1,666		
人 動 産 関 係 費						5,416		
不 動 産 関 係 費						1,704		
事 務 費						2,067		
減 価 償 却 費						1,070		
租 税 課 金						173		
そ の 他						221		
営 業 損 失 (△)							△	1,901
営 業 外 収 益								835
営 業 外 費 用								85
経 常 損 失 (△)							△	1,152
特 別 利 益								381
投 資 有 価 証 券 売 却 益						380		
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入						1		
特 別 損 失								1,076
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失						42		
減 損 損 失						308		
シ ス テ ム 移 行 費 用						725		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)							△	1,847
法 人 税 等								631
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税						32		
法 人 税 等 調 整 額						599		
当 期 純 損 失 (△)							△	2,478
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益								—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)							△	2,478

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	13,494	9,650	16,814	△1,659	38,300
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△827		△827
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△2,478		△2,478
自己株式の処分			△59	115	56
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	△3,365	114	△3,250
当連結会計年度期末残高	13,494	9,650	13,449	△1,544	35,050

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	4,901	△517	387	4,772	333	43,406
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△827
親会社株主に帰属する当期純損失(△)						△2,478
自己株式の処分						56
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△1,511	71	△253	△1,692	13	△1,678
当連結会計年度変動額合計	△1,511	71	△253	△1,692	13	△4,929
当連結会計年度期末残高	3,390	△445	134	3,079	347	38,477

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

東洋証券株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 熊 木 幸 雄 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 菅 谷 圭 子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋証券株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	49,279	流 動 負 債	23,778
現 金 ・ 預 金	19,051	信 用 取 引 負 債	3,721
預 託 金	16,256	信 用 取 引 借 入 金	2,850
ト レーディング 商 品	865	信 用 取 引 貸 証 券 受 入 金	871
商 品 有 価 証 券 等	864	預 り 金	12,968
デ リバティ ブ 取 引	0	受 入 保 証 金	2,855
約 定 見 返 勘 定	1,637	短 期 借 入 金	3,450
信 用 取 引 資 産	7,920	リ ー ス 債 務	2
信 用 取 引 貸 付 金	7,522	未 払 法 人 税 等	61
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	397	賞 与 引 当 金	271
立 替 金	54	そ の 他 の 流 動 負 債	447
短 期 差 入 保 証 金	1,002	固 定 負 債	5,358
短 期 貸 付 金	1,499	長 期 借 入 金	3,000
未 収 収 益	464	リ ー ス 債 務	6
未 収 還 付 法 人 税 等	62	繰 延 税 金 負 債	2,005
そ の 他 の 流 動 資 産	467	資 産 除 去 債 務	238
貸 倒 引 当 金	△ 1	そ の 他 の 固 定 負 債	107
固 定 資 産	18,252	特 別 法 上 の 準 備 金	129
有 形 固 定 資 産	1,144	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	129
建 設 物	565	(金融商品取引法第46条の5)	
器 具 備 品	209	負 債 合 計	29,266
土 地	360	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	8	株 主 資 本	34,527
無 形 固 定 資 産	457	資 本 剰 余 金	13,494
ソ フ ト ウ エ ア	369	資 本 剰 余 金	9,650
そ の 他	88	資 本 準 備 金	9,650
投 資 そ の 他 の 資 産	16,649	利 益 剰 余 金	12,927
投 資 有 価 証 券	10,010	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,927
関 係 会 社 株 式	1,288	別 途 積 立 金	9,000
長 期 差 入 保 証 金	2,111	繰 越 利 益 剰 余 金	3,927
長 期 前 払 費 用	1,506	自 己 株 式	△ 1,544
前 払 年 金 費 用	1,553	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,390
そ の 他	387	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,390
貸 倒 引 当 金	△ 207	新 株 予 約 権	347
資 産 合 計	67,532	純 資 産 合 計	38,265
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	67,532

招集通知
P3
株主総会参考書類
P7
事業報告
P23
連結計算書類等
P50
計算書類等
株主のみなさまと
東洋証券
P60

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目									金 額					
営	業		収		益									
受	入	手	数	料				6,585		10,396				
ト	レ	デ	ン	グ	損			3,420						
金	融		収		益			391						
金	融		費		用					91				
純	営		業		収		益			10,305				
販	売	費	・	一	般	管	理	費		12,017				
	取	引		関		係		費	1,601					
	人			件				費	5,272					
	不	動		産	関	係		費	1,607					
	事			務				費	2,076					
	減	価		償		却		費	1,066					
	租	税			公			課	173					
	そ			の				他	218					
営	業		損		失		(△)		△	1,711				
営	業		外		収		益			834				
営	業		外		費		用			54				
経	常		損		失		(△)		△	931				
特	別		利		益					381				
投	資	有	価	証	券	売	却	益	380					
金	融	商	品	取	引	責	任	準	備	金	戻	入	1	
特	別		損		失								1,041	
投	資	有	価	証	券	評	価	損	42					
減	損		損					失	273					
シ	ス	テ	ム	移	行	費	用		725					
税	引	前	当	期	純	損	失	(△)		△	1,591			
法	人		税		等						631			
	法	人	税、	住	民	税	及	び	事	業	税	32		
	法	人	税	等	調	整	額		599					
当	期		純		損		失		(△)		△	2,223		

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 事 業 年 度 期 首 残 高	13,494	9,650	9,650	9,000	7,036	16,036	△1,659	37,522
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△827	△827		△827
当 期 純 損 失 (△)					△2,223	△2,223		△2,223
自 己 株 式 の 処 分					△59	△59	115	56
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△3,109	△3,109	114	△2,994
当 事 業 年 度 期 末 残 高	13,494	9,650	9,650	9,000	3,927	12,927	△1,544	34,527

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当 事 業 年 度 期 首 残 高	4,901	4,901	333	42,757
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△827
当 期 純 損 失 (△)				△2,223
自 己 株 式 の 処 分				56
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,511	△1,511	13	△1,497
当 期 変 動 額 合 計	△1,511	△1,511	13	△4,492
当 事 業 年 度 期 末 残 高	3,390	3,390	347	38,265

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

東洋証券株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 熊 木 幸 雄 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 菅 谷 圭 子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋証券株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

東洋証券株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	西	村	充	市	㊞
常勤監査役	縄	田	正	人	㊞
監査役（社外監査役）	細	田	信	行	㊞
監査役（社外監査役）	塚	本		誠	㊞

以上

〈ご参考〉

株主のみなさまと東洋証券



東洋証券の利益還元方針について

当社は、株主のみなさまに対する**利益の還元を経営上重要な施策**の一つとして位置付けております。

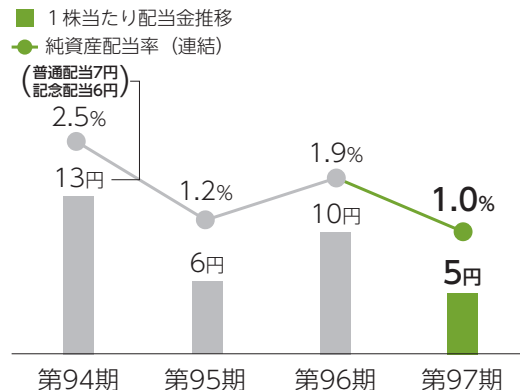
利益配分の基本方針について

業績と株主資本と収益環境の状況を総合的に勘案し、年1回の取締役会決議による剰余金の配当や機動的な自己株式の取得により、株主のみなさまに利益の還元を実施致します。

剰余金の配当について

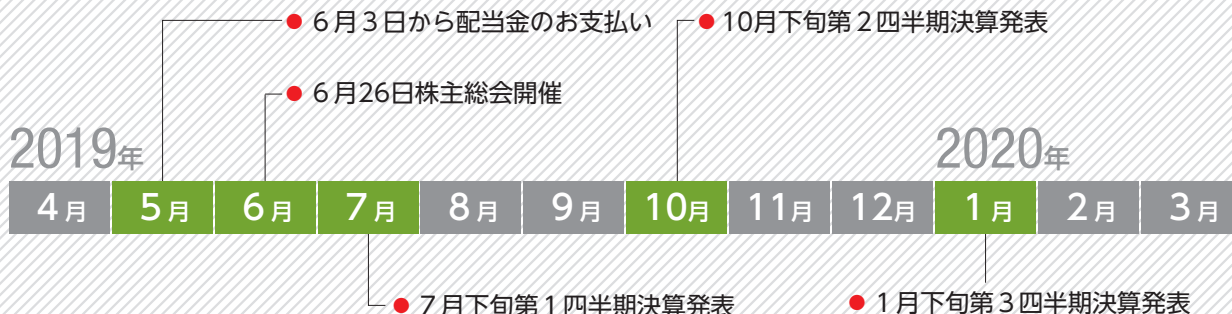
30% 配当性向年間約30%を目安に、安定性にも配慮し分配可能額に占める割合を指標としております。

配当金の推移



※第94期の配当金には記念配当6円が含まれております。

IRカレンダー



特別口座の

Q&A

Q1 特別口座とは何ですか？

A1 特別口座とは、株券電子化実施日までに株券のほふり（証券保管振替機構）への預託がない株主さまのために、当社が三菱UFJ信託銀行に開設した株式管理口座を特別口座といいます。

Q2 特別口座のままだとどうなるのですか？

A2 特別口座の株式は、市場での売買はできません。
なお、単元未満株式の買取・買増請求は可能です。

Q3 単元未満の買取、買増手続きはどのようにすれば良いのですか？

A3 単元未満株式を特別口座でご所有の株主さまは、当社の株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社、フリーダイヤル0120-232-711）までお問い合わせください。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
配当金	3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主さまにお支払いいたします。
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日 その他必要がある場合はあらかじめ公告いたします。
株主名簿管理人／特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法	公告は電子公告により行います。公告掲載 URL http://www.toyo-sec.co.jp/ ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
上場取引所	東京証券取引所
証券コード	8614

株式に関するお手続きについて(お問合せ窓口)

■ 特別口座の株主さま

(特別口座から証券会社の口座への口座振替申請、相続、単元未満株式の買取・買増請求 等)

上記の三菱UFJ信託銀行
(特別口座の口座管理機関)

■ 証券会社の口座の株主さま

(住所・氏名変更、配当金受取方法の指定、単元未満株式の買取・買増請求 等)

お取引の証券会社

■ すべての株主さま

(未受領の配当金のお支払い、郵送物の確認 等)

上記の三菱UFJ信託銀行
(株主名簿管理人)

トピックス

「女性活躍推進法に基づく認定制度」えるぼしの認定取得について

当社は、この度、厚生労働大臣より女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業の認定（「えるぼし（第2段階目）」）を受けましたのでお知らせします。

当社は、2016年4月に女性の職業生活における活躍の推進に関した行動計画を策定以降、「女性社員のキャリアアップ支援に関する委員会」を中心に行動計画の目標に取り組むなど、女性が能力をさらに発揮できる企業風土づくりや環境整備に注力しています。

当社は、今後も女性のみならず多様な人材が能力を最大限に発揮できるよう、働き方改革や環境づくりを推進してまいります。



認定マーク「えるぼし」

Web動画CM「将来が、心配だ。」シリーズ4作品を一挙配信

当社は、Web動画CM「将来が、心配だ。」シリーズ4作品を、2月12日（火）から配信いたしました。

今回のCMでは、幅広い世代に関心の高い「蓄え」をフックに、資産運用の大切さを感じていただくとともに、身近で信頼できる「資産運用のかかりつけ医」としての当社イメージを訴求する内容となっております。

Web動画CMストーリー

主人公（東洋次郎）とヒロイン（広中ゆい）が出会い、交際を始め、結婚、家族を持つ中で、それぞれが「お金」の大切さに気付き、成長していくストーリーとなっております。

主人公は、周囲と比べ自身の蓄えの少なさに愕然とし、資産運用を始める決意をいたします。一方で、ヒロインは、主人公の経済力のことなどお構いなしで楽しい将来のことを語っていきます。

主人公とヒロインのこの掛け合いが絶妙かつ、コミカルに表現されており、特に主人公が資産運用していく中で変化していく表情や仕草からは目が離せません。是非ご覧ください。

公開サイト

【URL (YouTube)】

「出会い」篇

⇒<https://youtu.be/ly4yf7eJskk>

「デート」篇

⇒<https://youtu.be/lrjj7dimM6w>

「プロポーズ」篇

⇒<https://youtu.be/3EV3acVQT1E>

「子どもができて」篇

⇒<https://youtu.be/j8YqGrj2qTs>

【URL (CMギャラリー)】

「当社HPのCMギャラリー」

⇒ http://www.toyo-sec.co.jp/company/cm_gallery/index.html



当社社員の特殊詐欺被害防止について

2018年12月6日、特殊詐欺被害を未然に防止したとして、館山警察署長より当社社員(館山支店)に感謝状が贈呈されました。

当社社員は、昨年8月下旬、高齢者のお客さまから資金手当ての申出を受けましたが、普段と違う様子を不審に思い、事情を丁寧におうかがいするうちに、お客さまが特殊詐欺にあわれているのではないかと判断に至りました。

そのため、当社社員は、警察に通報し、警察からお客さまへの説得により、未然に被害を防ぐことができました。

館山警察署長からの感謝状の贈呈式では、「詐欺被害防止の重要性を深く認識し、迅速かつ適切に対応され被害の未然防止に寄与された」との謝辞をいただきました。

当社は、今後もお客さまの資産を守り、気軽に相談できる身近な存在として、お客さまから信頼され選ばれる証券会社を目指し、より一層サービスの向上に努めてまいります。



藤枝支店は開設70周年を迎えました

藤枝市には、東海道五十三次の21番目「岡部宿」と22番目「藤枝宿」がありました。支店近くの松並木が、江戸時代の東海道の面影を残しています。藤枝の山間部は気候風土がお茶に適しており、早くから山林を開墾、茶園を広げお茶の生産に力を入れてきました。京都の宇治、福岡の八女とともに、玉露茶の日本三大産地に数えられ、お茶とともに発展してきました。

また、藤枝市におけるサッカーの歴史は長く、数々の全国大会で輝かしい成績を収め、サッカー界に多くの優秀な人材を輩出してきました。市民のサッカーへの関心も非常に高く、競技者のみならず多くの人々がサッカーに親しんでおり、スポーツの枠を超えた市の文化として根付いています。

そんな藤枝の地で、支店は1948年10月に開設、昨年10月に開設70周年を迎えました。支店長の長谷川をはじめ全員、日々の業務に励んでいます。支店はJR藤枝駅の北口から徒歩3分です。藤枝周辺にお越しの際は、ぜひ支店にお立ち寄りください。



〒426-0034
藤枝市駅前1-5-21
TEL : 054-641-3211



グループネットワーク



通信販売部

〒104-8678
東京都中央区八丁堀 4-7-1
フリーダイヤル 0120-03-1040

ホームトレード部 (インターネット)

〒104-8678
東京都中央区八丁堀 4-7-1
(03) 5117-1380

法人部

〒104-8678
東京都中央区八丁堀 4-7-1
(03) 5117-1370

中国

広島県

1 福山支店
〒720-0064
広島県福山市延広町 1-25
(084) 922-4500

2 府中営業所
〒726-0003
広島県府中市元町 445-1
(0847) 48-3010

3 三原支店
〒723-0014
広島県三原市城町 1-9-7
(0848) 63-7777

4 呉支店
〒737-0051
広島県呉市中央 1-6-9
(0823) 23-1040

広島支店
5 〒730-0037
広島県広島市中区
中町 7-32
(082) 244-1111

島根県

6 浜田支店
〒697-0027
島根県浜田市殿町 82-8
(0855) 22-3011

7 出雲支店
〒693-0004
島根県出雲市渡橋町 68
(0853) 25-1040

山口県

8 岩国支店
〒740-0018
山口県岩国市
麻里布町 6-7-7
(0827) 21-8511

9 徳山支店
〒745-0034
山口県周南市御幸通り 2-7
(0834) 31-5252

10 山口支店
〒753-0086
山口県山口市中市町 1-10
(083) 922-2600

11 宇部支店
〒755-0029
山口県宇部市新天町 1-2-11
(0836) 33-1040

12 下関支店
〒750-0025
山口県下関市竹崎町 4-1-22
(083) 231-6161

近畿

1 京都支店
〒600-8411
京都府京都市
下京区烏丸通
四条下ル水銀屋町 620
(075) 361-1040

2 奈良支店
〒630-8115
奈良県奈良市
大宮町 1-1-32
(0742) 20-1040

3 大阪支店
〒541-0041
大阪府大阪市
中央区北浜 2-6-18
(06) 6226-1040

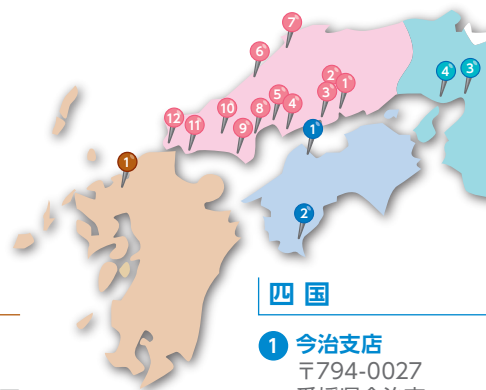
4 神戸支店
〒651-0085
兵庫県神戸市中央区
八幡通 4-2-14
(078) 252-1040

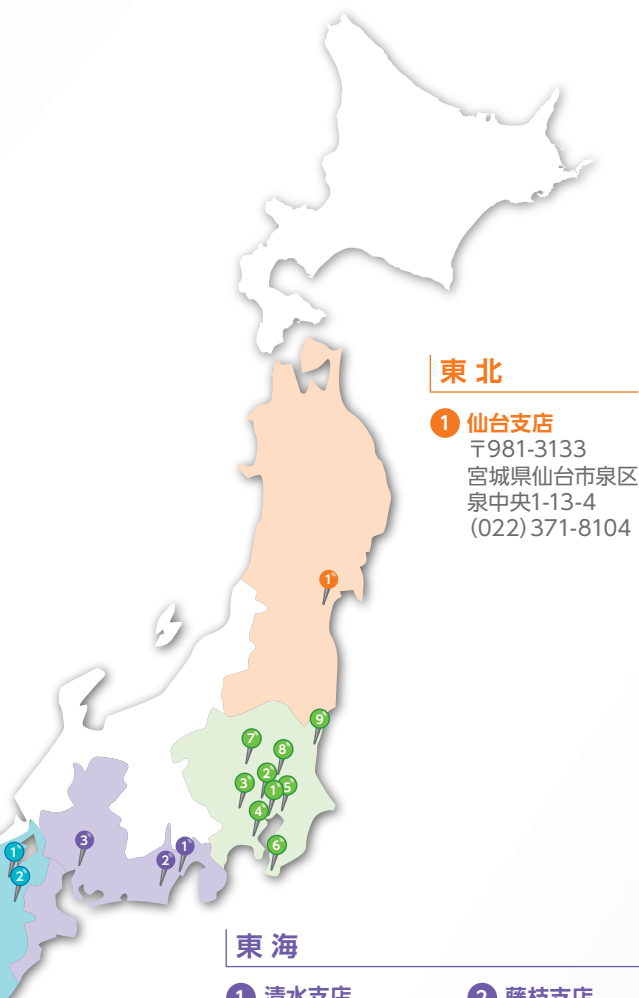
九州

1 福岡支店
〒810-0001
福岡県福岡市中央区
天神 2-14-2
(092) 711-1040

四国

1 今治支店
〒794-0027
愛媛県今治市
南大門町 1-6-16
(0898) 23-1040





東北

- 1 仙台支店**
〒981-3133
宮城県仙台市泉区
泉中央1-13-4
(022) 371-8104

関東

- 1 本店営業部**
〒104-8678
東京都中央区八丁堀4-7-1
(03) 5117-1400
- 2 四谷支店**
〒160-0004
東京都新宿区四谷 2-12-5
(03) 3355-1040
- 3 むさし府中支店**
〒183-0023
東京都府中市宮町 1-40
(042) 367-1040
- 4 横浜支店**
〒231-0005
神奈川県横浜市中区本町 2-22
(045) 681-3341
- 5 松戸五香支店**
〒270-2261
千葉県松戸市常盤平 5-18-1
(047) 383-2111
- 6 館山支店**
〒294-0045
千葉県館山市北条 1898-2
(0470) 22-2111
- 7 桐生支店**
〒376-0023
群馬県桐生市錦町 2-16-9
(0277) 44-4141
- 8 つくば支店**
〒305-0033
茨城県つくば市東新井 14-3
(029) 856-1040
- 9 日立支店**
〒316-0003
茨城県日立市多賀町 2-10-11
(0294) 33-1040

東海

- 1 清水支店**
〒424-0821
静岡県静岡市清水区
相生町 5-1
(054) 353-3411
- 2 藤枝支店**
〒426-0034
静岡県藤枝市
駅前 1-5-21
(054) 641-3211
- 3 名古屋支店**
〒461-0008
愛知県名古屋市中区
東区武平町 5-1
(052) 855-2525

- 2 中村支店**
〒787-0012
高知県四万十市
右山五月町 9-20
(0880) 35-1040

第97回 株主総会会場ご案内図

日時 2019年6月26日（水曜日）午前10時

会場 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 **当社本店 4階会議室**
TEL. 03-5117-1040 (代表)



交通のご案内

- ① 東京メトロ日比谷線・JR京葉線「八丁堀駅」A3出口 徒歩1分
- ② 都営浅草線「宝町駅」A1出口 徒歩5分
- ③ 東京メトロ銀座線「京橋駅」1番出口 徒歩8分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。